

職 職 — 1 0

令和 5 年 1 月 20 日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 5 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、人事院規則 15—14—40（人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）附則第 3 条の規定により行う同規則による改正後の人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 3 条第 5 項の人事院との協議については、改正後の第 3 の第 7 項及び第 8 項の規定によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないも

のは、これを削り、改正前欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正後欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振り<u>関係</u></p> <p>1 規則第3条第1項第1号イの「人事院の定める日」は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 規則第3条第2項の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。</p> <p>(1) 協議の対象となる職員が占める官職及びその職務内容</p> <p>(2) 規則第3条第2項又は第4条第2項第2号の規定を適用しようとする理由</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>3・4 (略) (削る)</p>	<p>第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振り<u>の基準等関係</u></p> <p>1 規則第3条第1項第1号の「人事院の定める日」は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規則第3条第2項第2号の規定による人事院との協議は、次</p>

の事項を記載した文書により、
事前に相当の期間をおいて行う
ものとする。

(1) 協議の対象となる職員が占める官職及びその職務内容

(2) 規則第3条第2項の規定を適用しようとする理由

(3) その他必要な事項

5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該定年前再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号イに規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6 規則第3条第4項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合と

5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該定年前再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号イに規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。

6 規則第3条第4項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合と

し、規則第3条第4項の規定による勤務時間の割振りは、必要と認められる範囲内で、同条第1項第2号又は第2項第1号口若しくは第2号口に定める基準によらないことができるものとする。

(1) 超過勤務（規則第16条に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第3条第1項第2号又は第2項第1号口若しくは第2号口に規定する各省各庁の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻

し、規則第3条第4項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ、(1)の規定により始業若しくは終業の時刻を設定し、(2)の規定により休憩時間を延長し、又は(3)の規定により休憩時間を置き、若しくは延長するために必要と認められる範囲内に限る。この場合において、各省各庁の長は、(3)の申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するなどの内容について確認するものとする。

(1) 超過勤務（規則第16条に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第3条第1項第2号又は第2項第1号口、第2号口若しくは第3号（規則第4条の3第2項において準用する場合にあっては、同条第1項第3号）に規定する各省各

より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

(2) 職員が勤務時間の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第6の第4項において同じ。）を行う場合において、当該職員の住居と通常の勤務場所との間の移動のため、コアタイム等の時間帯に休憩時間（標準休憩時間（規則第3条第1項第2号に規定する標準休憩時間をいう。以下同じ。）の時間に当該移動に要する時間を加えた時間を超えない範囲内のものであって、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれるものに限る。）を置く必要があるとき。

序の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

(2) 職員が規則第4条第2項（規則第4条の3第2項において準用する場合にあっては、規則第4条の4第3項）の規定により割り振られる勤務時間の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第6の第4項において同じ。）を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く第22項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要があるとき。

(3) 規則第4条の5の2に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保するため、コアタイム等の時間帯に休憩時間を置く必要がある場合

(3) 規則第4条の5の2に規定する職員が、第6の第3項若しくは第6項の規定によりコアタイム等の始まる時刻から終わる時刻までの間に休憩時間を置く必要がある場合又は休憩に必要な時間を確保するために規則第7条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。第6の第3項及び第6項において同じ。）の規定による休憩時間を延長する必要がある場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。）

7 規則第3条第5項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。次項及び第9項において同じ。）の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。当該人事院との協議をして

（新設）

定めた別段の定めを変更する場合においても、同様とする。

- (1) 別段の定めの内容
- (2) 別段の定めによることとする職員の範囲
- (3) 別段の定めによることが公務の能率の向上に資すると認められる理由
- (4) 別段の定めによることが職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認められる理由
- (5) その他必要な事項

8 各省各庁の長は、規則第3条第5項の規定により人事院との協議をして定めた別段の定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

(新設)

9 規則第3条第5項の「人事院が定める基準」は、別段の定めが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）に係る勤務についてのものとして、規則第3条第5項に定める場合

(新設)

に該当するものであって、か
つ、次のいずれにも適合するよ
うに勤務時間を割り振るもので
あることとする。

(1) 当該深夜における勤務時間
を、業務上必要最小限のもの
となるように割り振ること。

(2) 当該深夜の属する両日の勤
務時間が、次のいずれかに適
合すること。

ア 午前 5 時から標準休憩時
間の終わる時刻までの時間
帯を含まないこと。

イ 標準勤務時間（各省各庁
の長が、職員が勤務する部
局又は機関の職員の勤務時
間帯等を考慮して、7 時間
45 分となるように定める
標準的な 1 日の勤務時間を
いう。以下同じ。）の始ま
る時刻から終わる時刻まで
の時間帯を含まないこと。

ウ 標準休憩時間の始まる時
刻から午後 10 時までの時
間帯を含まないこと。

1 1 定年前再任用短時間勤務職員等については、単位期間（勤務時間法第6条第3項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

1 2 規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振り並びに規則第4条の4第3項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りは、単位期間の開始以前に行うものとする。

1 3 規則第4条第2項第1号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営

8 定年前再任用短時間勤務職員等については、単位期間（規則第4条の2に規定する単位期間をいう。第4の第1項を除き、以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

9 規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振り並びに規則第4条の4第3項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りは、単位期間の開始以前に行うものとし、規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振りは、できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

1 0 規則第4条第2項第1号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営

に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が 7 時間 45 分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第 6 条第 1 項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)、第 16 項(1)ア及び第 20 項(1)において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が 7 時間 45 分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された

に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が 7 時間 45 分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第 6 条第 1 項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)、第 13 項(1)ア及び第 17 項(1)において同じ。）を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が 7 時間 45 分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された

始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間（大正11年閣令第6号（官庁執務時間並休暇に関する件）第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

14 (略)

15 規則第4条第2項第1号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第3号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が

始業の時刻、標準勤務時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻又は官庁執務時間（大正11年閣令第6号（官庁執務時間並休暇に関する件）第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

11 (略)

12 規則第4条第2項第1号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が

生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第13項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下「変更日」という。）について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

16 規則第4条第2項第2号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第3号の場合における変更は、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

17 規則第4条第4項（規則第4条の4第5項において準用す

生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第10項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下「変更日」という。）について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

13 規則第4条第2項第2号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第2号の場合における変更は、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

14 規則第4条第4項（規則第4条の4第5項において準用す

る場合を含む。) の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(削る)

18 (略)

19 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たつては、次に定めるところにより、状況届を提出するものとする。

(1) 状況届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア (略)

イ 当該申告に係る子（勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第23項(3)及び(4)を除き、以下同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別、職員との続柄等（当該子が勤務時間法第6条第4項第1号にお

る場合を含む。) の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 申告簿及び割振り簿を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

15 (略)

16 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たつては、次に定めるところにより、状況届を提出するものとする。

(1) 状況届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア (略)

イ 当該申告に係る子（勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第20項(3)及び(4)を除き、以下同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別、職員との続柄等（当該子が勤務時間法第6条第4項第1号にお

いて子に含まれるものとされる者である場合にあっては、その事実）、生年月日及び養子縁組の効力が生じた日

ウ 当該申告に係る要介護者（規則第4条の5第3項第2号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第22項、別紙第1及び別紙第1の2において同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

エ （略）

(2) 状況届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

20 （略）

21 規則第4条の4第4項第3号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務

いて子に含まれるものとされる者である場合にあっては、その事実）、生年月日及び養子縁組の効力が生じた日

ウ 当該申告に係る要介護者（規則第4条の5第3項第2号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第19項、別紙第1の2及び別紙第1の3において同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

エ （略）

(2) 状況届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。

17 （略）

18 規則第4条の4第4項第2号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務

の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するようを行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

22～24 (略)

の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するようを行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

19～21 (略)

25 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 状況変更届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の2のとおりである。

26 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

- (1) 規則第3条第1項第1号イ又は第4条の3第1項第2号イの規定により各省各庁の長があらかじめ定める時間

- (2) 規則第3条第1項第1号ロ又は第2項第1号イ(2)若しくは第2号イ(2)の規定により各省各庁の長があらかじめ定める日

22 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 状況変更届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の3のとおりである。

23 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

(新設)

(新設)

<p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 標準休憩時間</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>2 7 (略)</u></p> <p><u>2 8 各省各庁の長は、第26項</u> <u>(4)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 休憩時間</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>2 4 (略)</u></p> <p><u>2 5 各省各庁の長は、第23項</u> <u>(2)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。</u></p>
<p>第6 休憩時間関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 各省各庁の長は、規則<u>第7条</u> <u>第3項</u>の規定に基づき、同条第1項若しくは第2項の規定により休憩時間を正午から午後1時までの時間帯に置くことにより当該時間帯における業務を処理するために必要な要員の確保ができない場合又は規則第4条の5の2に規定する職員から、当該時間帯以外の正規の勤務時間</p>	<p>第6 休憩時間関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 各省各庁の長は、規則<u>第7条</u> <u>第4項</u>の規定に基づき、同条第1項若しくは第2項の規定により休憩時間を正午から午後1時までの時間帯に置くことにより当該時間帯における業務を処理するために必要な要員の確保ができない場合又は規則第4条の5の2に規定する職員から、当該時間帯以外の正規の勤務時間</p>

の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯にも休憩時間を置くことについて申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、規則第7条第1項又は第2項の規定による休憩時間を分割し、次の表の上欄に掲げるこれらの規定による休憩時間の区分に応じて、正午から午後1時までの時間帯に同表の中欄に掲げる休憩時間を置き、かつ、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に同表の下欄に掲げる休憩時間を置くことができる。この場合において、当該時間帯に、連続する正規の勤務時間が4時間30分を超えないようにしなければならない。

(表略)

4 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により割り振られた勤務時間が7時間45分である場合において、規

の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯にも休憩時間を置くことについて申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、規則第7条第1項又は第2項の規定による休憩時間を分割し、次の表の上欄に掲げるこれらの規定による休憩時間の区分に応じて、正午から午後1時までの時間帯に同表の中欄に掲げる休憩時間を置き、かつ、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に同表の下欄に掲げる休憩時間を置くことができる。この場合において、当該時間帯に、連続する正規の勤務時間が4時間30分を超えないようにしなければならない。

(表略)

4 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により割り振られた勤務時間が7時間45分である場合において、規

則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(1) (略)

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第20条第1項に規定する要介護者（別紙第1及び別紙第1の2を除き、以下「要介護者」という。）を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運

則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(1) (略)

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第20条第1項に規定する要介護者（別紙第1及び別紙第1の3を除き、以下「要介護者」という。）を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運

當に支障がないと認められる場合であって、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。) 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

(3) (略)

5 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあっては45分又は30分、45分とされている場合にあっては30分に短縮することができる。

(1)～(6) (略)

6 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、規則第4条の5の2に規定する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、第3項又は規則第7条第1項若しくは第2項の規定に

當に支障がないと認められる場合であって、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。) 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

(3) (略)

5 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあっては45分又は30分、45分とされている場合にあっては30分に短縮することができる。

(1)～(6) (略)

6 各省各庁の長は、規則第7条第4項の規定に基づき、規則第4条の5の2に規定する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、第3項又は規則第7条第1項若しくは第2項の規定に

より正午から午後 1 時までの時間帯に置く休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に 30 分又は 15 分の休憩時間を置くことができる。この場合において、勤務時間法第 6 条第 2 項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前 5 時以後に、終業の時刻は午後 10 時以前に設定するものとする。

7 (略)

8 規則第 7 条第 4 項後段の規定
による休憩時間は、申告をした職員の業務内容、勤務する部局
又は機関の他の職員の勤務時間
帯、標準休憩時間等を考慮して
公務の運営に必要と認められる範囲内で、申告とは異なった始
まる時刻又は終わる時刻を設定
することにより置くものとし、
当該始まる時刻又は終わる時刻
の設定に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するもの
とする。

より正午から午後 1 時までの時間帯に置く休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に 30 分又は 15 分の休憩時間を置くことができる。この場合において、勤務時間法第 6 条第 2 項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前 7 時以後に、終業の時刻は午後 10 時以前に設定するものとする。

7 (略)

(新設)

9 休憩時間申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

- (1) 職員の氏名
- (2) 申告の対象とする期間
- (3) 休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻又はこれに代わる休憩時間の形態
- (4) 本人の確認
- (5) 申告年月日

第10 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係
1～2 1 (略)

2 2 超勤代休時間指定簿の様式は別紙第1の3のとおりとする。ただし、別紙第1の3の様式に記載することとされている事項が全て含まれている場合は、各省各庁の長は、別に様式を定めることができる。

2 3 (略)

(新設)

第10 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係
1～2 1 (略)

2 2 超勤代休時間指定簿の様式は別紙第1の4のとおりとする。ただし、別紙第1の4の様式に記載することとされている事項がすべて含まれている場合には、各省各庁の長は、別に様式を定めることができる。

2 3 (略)

(別紙を削る)

別紙第1(その1)

申告・割振り簿

		所属	氏名	俸給表			
□勤務時間法第6条第3項関係							
□勤務時間法第6条第4項関係 (単位期間　週間)							
年月日	申告・割振り	割振りの後の変更の申告・割振り			備考		
		始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数		申告・割振り 年月日	本人の 確認
時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分	年月日	
:	:	:	:	:	:	×	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
小計		時間 分					
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
小計		時間 分					
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
小計		時間 分					
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
:	:	:	:	:	:	+	
小計		時間 分					
合計	時間 分						

「申告・割振り」欄のうち、上段は「申告」欄とし、下段は「割振り」欄とする。
週休日とする日の勤務時間数欄には、「00:00」と記入する。

別紙第1(その2)

申告・割振り簿

部課名：_____ 申告・割振り期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで

割振り年月日： 年 月 日

(別紙を削る)

別紙第1(その3)

申告・割振り簿

所屬 氏名 備給表

申告・割振り用 紙 搬り規定期間	申告・割振りの期間の始終時間		変更の申告の内容	申告本人の確認	割振りの変更の内容	割振り確認印	備考
	申告書の内 容	割振りの内 容					
[申告年月日及び本人の確認]	[前記用印又は捺印で表示確認]						
年 月 日から	週 間	週 間					
年 月 日まで							
□法第6条第3項							
□法第6条第4項	[年 月 日 本人の確認]	[年 月 日 本人の確認]					
年 月 日から	週 間	週 間					
年 月 日まで							
□法第6条第3項							
□法第6条第4項	[年 月 日 本人の確認]	[年 月 日 本人の確認]					
年 月 日から	週 間	週 間					
年 月 日まで							
□法第6条第3項							
□法第6条第4項	[年 月 日 本人の確認]	[年 月 日 本人の確認]					
年 月 日から	週 間	週 間					
年 月 日まで							
□法第6条第3項							
□法第6条第4項	[年 月 日 本人の確認]	[年 月 日 本人の確認]					

(別紙を削る)

<u>別紙第 1</u>	<u>別紙第 1 の 2</u>
(略)	(略)
<u>別紙第 1 の 2</u>	<u>別紙第 1 の 3</u>
(略)	(略)
<u>別紙第 1 の 3</u>	<u>別紙第 1 の 4</u>
(略)	(略)

以 上